

## 入院期間が180日を超える入院について

同じ症状による通算のご入院が180日を超えた場合には、患者さんの状態によっては、健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われないこととなります。そのため、180日を超えた日からの入院は選定療養の対象となり、入院基本料の15%は保険外併用療養費として患者さんの負担となります。

ご入院期間が180日を超えた日より、次の金額が患者さんの負担となります。

一般病棟入院基本料

・急性期一般入院料の病棟 1日につき 2,780円(税込)

ただし、次の状態にある患者さんは、保険外併用療養費の徴収はしません。

- ◎ 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◎ 重症者病室に入院されている方
- ◎ 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランクB以上）
- ◎ 脊髄損傷等の重度障害者
- ◎ 人工呼吸器を使用されている方
- ◎ 人工透析を週2回以上実施されている方（日常生活自立度ランクB以上）

この他にも保険外併用療養費から除外される条件があります。  
詳しくは医事課へお尋ねください。

2024年6月1日 病院長